

平成 26 年 5 月 10 日

国土交通大臣 殿

地域型住宅ブランド化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅ブランド化事業の適用を申請します。
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称: 福岡エコ・セ・トラの家

グループの名称: 福岡エコ・セ・トラの会

直近採択グループ番号: 03 - 0205 - 0427

(平成26年度新規グループは、採択グループ番号は必要ありません)

(グループ代表者)

代表者名: 眞木 健一 代表者印

代表者所属先: 株式会社 榎

代表者構成員番号: VI-3

代表者住所: 福岡県糟屋郡志免町南里3-12-1

電話番号: 0929360123

(グループ事務局)

事務局事業者名: 株式会社 三和 福岡営業所

事務局構成員番号: III-4、V-3

事務局担当者名: 森口 正寛 印

事務局郵便番号: 811-3134

事務局住所: 福岡県古賀市青柳2886番地4

事務局電話番号: 0924104210

事務局FAX: 0924104211

事務局担当者E-mail: m.moriguchi@sanwa-co.jp

※ 過去に採択されたグループは、最終的に提出された適用申請書から変更点がある場合、その変更点分かるように(文字の色を変更する、下線を引く等)記載して下さい。

■他の様式にリンクしますので、全て正確に記載してください。

1. 地域型住宅の名称(必須)	福岡エコ・セトラの家	
2. グループの名称(必須)	福岡エコ・セトラの会	
3. 地域型住宅供給対象地域(必須)	福岡県及び近隣県	
4. 結成年月(必須)	2012年10月	
5. グループ代表者名(必須)	眞木 健一	
6. グループ代表者の所属先(必須)	株式会社 楨	注1
7. グループ代表者の構成員番号(必須)	VI-3	
8. グループ代表者所在地(必須)	福岡県糟屋郡志免町南里3-12-1	
9. グループ代表者電話番号(必須)	0929360123	
10. グループ事務局事業者名(必須)	株式会社 三和 福岡営業所	
11. グループ事務局の構成員番号(必須)	III-4、V-3	
12. グループ事務局担当者名(必須)	森口 正寛	
13. グループ事務局郵便番号(必須)	811-3134	注2
14. グループ事務局所在地(必須)	福岡県古賀市青柳2886番地4	
15. グループ事務局電話番号(必須)	0924104210	注3
16. グループ事務局FAX番号(必須)	0924104211	注3
17. グループ事務局担当者E-mail(必須)	m.moriguchi@sanwa-co.jp	

(構成員数) ※様式2-2の各シートからリンクする為、入力はありません。

I. 原木供給	3	/
II. 製材・集成材製造・合板製造	7	
III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)	4	
IV. プレカット	2	
V. 設計	10	
VI. 施工	14	
VII. 木材を扱わない流通	0	
VIII. I～VII以外の業種	1	

	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称
A. 使用する地域材に関する事項 (必須) ※地域材の種類が5種類を超える場合は<様式3-3その他>に記入してください。	福岡県産材スギ・ヒノキ	福岡県	合法木材証明制度
	宮崎県産材スギ・ヒノキ	宮崎県	合法木材証明制度
	熊本県産材スギ・ヒノキ	熊本県	合法木材証明制度
	大分県産材スギ・ヒノキ	大分県	合法木材証明制度
B. 平成26年度における地域型住宅の供給予定戸数等 (必須)	地域型住宅の供給予定戸数 259 戸	(左記の根拠、様式2-2に記載した実績との関係等)	
	うち経験工務店による長期優良住宅 30 戸 うち未経験工務店による長期優良住宅 10 戸	平成25年度実績は地域型住宅の供給戸数が516戸、そのうち長期優良住宅が25戸という実績であったが、今回事前のアンケートにより、平成26年度は地域型住宅の供給予定戸数が259戸、そのうち長期優良住宅の目標戸数が40戸となった為。	
C. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール (必須)	地域型住宅による地域材使用予定量 5180 m ³	(左記の根拠、様式2-2に記載した実績との関係等)	
	うち長期優良住宅分 800 m ³	供給する地域型住宅の大きさは平均35～40坪で、地域材の平均使用量が1棟当たり約20m ³ である。供給予定戸数及び目標とする長期優良住宅の供給戸数に20m ³ を乗じると、左記の数値となる。	
D. 平成25年度の執行状況 (H25年度採択グループのみ必須)	採択戸数 注4	交付申請戸数	完了実績見込み
	8 戸	8 戸	竣工済 3 戸 竣工予定 5 戸

注1) 代表者の所属先及び事務局事業者名は略さず正式名で記載してください。例:株式会社〇(株)×

注2) 郵便番号は、ハイフンありで半角入力 例:123-4567

注3) 電話番号・FAXは、ハイフンなしで半角入力 例:0123456789

注4) 採択戸数は最終的な配分戸数を記入して下さい。

注1		注2			注3	
県番号	構成員番号	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号
VI. 施工 (元請の年間新築住宅供給戸数が50戸未満の中 小住宅生産者が5事業者以上)					構成員数:	14
40	VI-1	株式会社オークス建設		812-0015	福岡市博多区山王2丁目1番16号	0924324440
40	VI-2	株式会社OZ工務店		814-0161	福岡市早良区飯倉3丁目38-3	0928336780
40	VI-3	株式会社楨		811-2207	糟屋郡志免町南里3-12-1	0929360123
40	VI-4	株式会社直木建設		814-0032	福岡市早良区小田部1丁目13-11	0928339755
40	VI-5	株式会社グリーン企画		811-3413	宗像市曲1245番地5	0940366969
40	VI-6	株式会社大藪組		833-0005	筑後市長浜2043番地の1	0942532151
40	VI-7	株式会社グリーンウッド		802-0822	北九州市小倉南区横代東町一丁目3番8号	0939642255
40	VI-8	株式会社篠原建設		822-0122	宮若市下837-4	0949522631
40	VI-9	株式会社三京		810-0044	福岡市中央区六本松3丁目16-33	0927377433
40	VI-10	株式会社勢門製材所		811-2413	糟屋郡篠栗町大字尾仲406番地	0929471065
40	VI-11	株式会社田中建設		819-1102	糸島市高田五丁目2番3号	0923224341
40	VI-12	株式会社ハウジングシステム		802-0033	北九州市小倉北区富野台6番4号	0935126880
40	VI-13	株式会社梅野工務店		816-0922	大野城市山田4丁目11番11号	0925811869
40	VI-14	ei建築工房株式会社		811-3125	古賀市谷山1060番地14	0929443010
	VI-					
	VI-					
	VI-					
	VI-					
	VI-					
	VI-					
	VI-					
	VI-					

注1) 県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

注2) 郵便番号は、半角文字で、ハイフン付きで入力してください。(例:000-0000)

注3) 電話番号は、半角文字でハイフンやかっこを入れずに入力してください。(例:00000000000)

- ※) 業種(I、II・・・)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上)による体制としてください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。
- ※) VI. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成23年から25年の3力年における1年当たりの平均を記載して下さい。
- ※) 平成25年(1月～12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。
- ※) I～VII以外の業種の構成員がある場合は、VIII以降に記載してください。
- ※) 行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。
- ※) <様式4-1>適用申請書記載事項確認書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、(株)や(有)等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

注1		注1						注4	注5	注6	注7
県 番号	構成員 番号	事業者名		平成25年(1月～12月)実績				補助金 の活用 実績	被災地 に該当	省エネ 講習 修了済	省エネ 講習 受講 予定
				元請の新築住宅供給戸数		うち木造の長期優良住宅					
(元請の年間新築住宅供給戸数が50戸未満の中小住宅生産者が5事業者以上)				H25年実績	直近3年平均	H25年実績	直近3年平均	6	0	4	10
40	VI-1	1	株式会社オークス建設	333 戸	171 戸	12 戸	6 戸	○			○
40	VI-2	2	株式会社OZ工務店	61 戸	49 戸	1 戸	1 戸	○			○
40	VI-3	3	株式会社楨	30 戸	34 戸	1 戸	1 戸	○			○
40	VI-4	4	株式会社直木建設	21 戸	20 戸	1 戸	1 戸			○	
40	VI-5	5	株式会社グリーン企画	16 戸	13 戸	2 戸	2 戸	○		○	
40	VI-6	6	株式会社大藪組	15 戸	19 戸	2 戸	1 戸			○	
40	VI-7	7	株式会社グリーンウッド	12 戸	9 戸	1 戸	1 戸	○			○
40	VI-8	8	株式会社篠原建設	10 戸	10 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-9	9	株式会社三京	7 戸	7 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-10	10	株式会社勢門製材所	4 戸	5 戸	1 戸	1 戸				○
40	VI-11	11	株式会社田中建設	3 戸	3 戸	3 戸	1 戸	○		○	
40	VI-12	12	株式会社ハウジングシステム	3 戸	2 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-13	13	株式会社梅野工務店	1 戸	2 戸	1 戸	1 戸				○
40	VI-14	14	ei建築工房株式会社	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸				○
	VI-			戸	戸	戸	戸				
	VI-			戸	戸	戸	戸				
	VI-			戸	戸	戸	戸				
	VI-			戸	戸	戸	戸				
	VI-			戸	戸	戸	戸				
	VI-			戸	戸	戸	戸				
	VI-			戸	戸	戸	戸				
	VI-			戸	戸	戸	戸				

注1) 様式2-2 VI-1のシートからリンクするため、入力はありません。

注4) 過去に地域型住宅ブランド化事業や木のいえ整備促進事業等、長期優良住宅の整備に対する補助を受けたことがある場合は○を付けて下さい。なお、平成25年度地域型住宅ブランド化事業については、交付申請を行った場合でも○を付けて下さい。

注5) 「被災地」については、「施工」の事業者の主たる事業所(本店)が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」に存する場合、○を付けて下さい。
参照：内閣府HP (<http://www.bousai.go.jp/2011daishinsai/2011jyosei-tokutei.html>)

注6) 施工に関わる者の中に住宅の省エネルギー技術に関する講習の修了者がいる場合は○を付けて下さい。

注7) 施工に関わる者の中に平成26年度中に住宅の省エネルギー技術に関する講習の受講予定者がいる場合は○を付けて下さい。

※) 業種(I、II・・・)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上)による体制としてください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。

※) VI. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成23年から25年の3カ年における1年当たりの平均を記載して下さい。

※) 平成25年(1月～12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。

※) I～VII以外の業種の構成員がある場合は、VIII以降に記載してください。

※) 行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。

※) <様式4-1>適用申請書記載事項確認書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、(株)や(有)等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 福岡エコ・セ・トラの家	(地域型住宅供給対象地域) 福岡県及び近隣県
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 福岡エコ・セ・トラの会	(結成年月) 平成24年10月
3. 過去の採択グループ番号 (必須)	0 3 - 0 2 0 5 - 0 4 2	7 注1
4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み		
ア. 特徴あるブランド化の目標設定 (必須)		
【平成26年度における対応方針】 (過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)		
<p>【「福岡エコ・セ・トラの家」の取組・背景】 供給対象地域は一昨年の「九州北部豪雨」に象徴されるように集中豪雨や台風による被害もしばしば起こる地域である。近年では「黄砂」や「PM2.5」に代表される大気汚染物質による人体への悪影響も懸念されている。全般的に高温多湿な気候ゆえ蟻害も多発する傾向にある。この地域特性への対応を前提として、後述の取組を行う。</p> <p>【「福岡エコ・セ・トラの家」の取組・特徴】 ○台風襲来対策を考慮した防災性に優れた屋根材の使用 ○台風襲来・豪雨対策を考慮した防水性に優れた雨仕舞い部材の使用 ○大気汚染物質による悪影響対策を考慮した粉塵カット機能付き部材の使用 ○蟻害防止対策を考慮した材種の土台、床下換気部材の使用</p> <p>【「福岡エコ・セ・トラの家」の特徴について普及促進の取組】 <平成25年度の取組における課題> ○エンドユーザーである施主へのPR不足により採択戸数を消化できなかった。 <平成26年度の取組> ○「福岡エコ・セ・トラの家」のパンフレットの作成、Webサイトを活用した情報発信、現場見学会の開催の義務づけ、更に各エリアごとの地域でのイベントの開催などを通じて「福岡エコ・セ・トラの家」並びに「福岡エコ・セ・トラの会」としての取組を積極的にPRする活動をより強化し供給戸数の増加を目指す。 ○具体的に使用する部材についての効果的な使用方法・事例についての勉強会を施工グループ向けに行う。 ○施主向けハンドブックを作成し、使用部材についての必要性・効果をアピールし、「福岡エコ・セ・トラの家」の特徴・取組に対する認知度向上を図る。</p>		
地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
上記を踏まえた地域型住宅の特徴等(性能や地域性等)における共通ルール (任意)	<p>○台風対策を考慮した防災瓦、コシアル、板金等の軽い屋根材の使用し、豪雨対策として漏水懸念箇所へ一体成型の止水材を使用する。</p> <p>○大気汚染物質対策として換気システムの給気口へ粉塵カット部材を使用し、蟻害対策として基礎パッキン、土台へ検材を使用する。</p>	<p>設計図書にて明記の確認</p> <p>設計図書にて明記の確認</p>
イ. 効率的な住宅生産体制の整備 (aは必須)		
【平成26年度における対応方針】 (過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)		
<p>a. 【住宅生産体制の整備と品質維持向上に向けた取組】 <平成25年度の取組における課題> ○補助事業に関連する書類作成の煩雑さによる、事務手続きに要する時間(大多数の会員が長期優良住宅への取組が初めてであった)。 <平成26年度の取組> ○事務局において各種書類の標準書式を作成し、研修会を複数回行うことにより、会員各社の事務手続きの合理化を図る。 ○第三者機関である一般社団法人 木と住まい研究協会による長期優良住宅に係る様々なサポートサービスの活用及びナイスサポートセンター等による長期優良住宅の申請業務サポートを活用する。 ○検討部会を設置し施工グループを対象とした「福岡エコ・セ・トラの家」標準仕様書を作成し、打合せ・見積の効率化及び、仕様の共通化によるコスト削減を図る。 ○標準仕様書の内容に合致する住宅建材・設備品を、株式会社 三和とナイス株式会社がメーカーと交渉し、共同購入によるコスト削減を図る。 ○検討部会によって作成された標準仕様書及びその内容に合致する商材の価格管理を事務局が行う。</p> <p>b. 【住宅生産におけるグループの信頼性向上に資する取組】 <平成25年度の取組における課題> ○施工記録・顧客コミュニケーションシステムの使用が困難な事業者に対するサポートの不足。 <平成26年度の取組> ○工程管理表や各種書類の作成や施工記録・顧客コミュニケーションシステムの使用が困難な事業者に対するサポートを強化するため、説明会や講習会を複数回開催するとともに事務局のサポート能力を強化するための事務局員向けの講習会を開催する。 ○現場写真管理システムを利用し、建設中の現場を施主に公開することにより信頼性の向上を図る。 ○事務局が取り纏め役となり現場の進捗状況(構造段階、完成段階)ごとの現場見学会の開催、Web発信を行うことで長期優良住宅の地域への認知度向上、普及促進を図る。 ○検討部会が中心となり「構造標準仕様書」を作成し、消費者へ提示・説明を義務化することで、対象地域材に対する認知度・信頼性の向上を図る。</p>		
地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
上記の住宅生産の合理化・効率化に資する取組、安定供給の長期維持体制、グループの信頼向上に資する取組における共通ルール (任意)	<p>○標準仕様書を作成し、打ち合わせ、見積り等の効率化を図る。</p> <p>○現場写真管理システムを利用し建設中の現場を施主に公開することにより、信頼性の向上を図る。</p>	<p>仕様書・見積書の施主への提示及び説明した旨を明記した重要事項説明書の提出</p> <p>現場写真管理システムの利用により作成される工事進捗報告書の提出。</p>

注1) 過去に採択されたグループは、最終的に付与されたグループ番号を記載してください。

※) 過去に採択されたグループは、それぞれの項目について直近の取組みを踏まえた課題と、平成26年度における対応方針を明確に記載してください。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 福岡エコ・セ・トラの家	(地域型住宅供給対象地域) 福岡県及び近隣県
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 福岡エコ・セ・トラの会	(結成年月) 平成24年10月
3. 過去の採択グループ番号 (必須)	0 3 - 0 2 0 5 - 0 4 2 7	注1

4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み

ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備 (aは必須)

【平成26年度における対応方針】 (過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)

a. 【グループとしての維持管理、住宅履歴等の取組み】

<平成25年度の取組における課題>

○住宅履歴情報の蓄積のシステムは取入れたが、長期にわたる住宅維持管理における施主自身で行うことのできるメンテナンス情報を施主に伝えることができていなかった。

<平成26年度の取組>

「100年以上住み継ぐことのできる家づくり」の実現に向けて住宅履歴の蓄積、点検メニュー、点検基準をマニュアル化し、生産者、施主双方の世代が変わっても住宅の「手入れ」をすることで次世代に住み継がれていく地域型住宅の供給を目指す。

○施主自身が行うことができるメンテナンスマニュアルを作成し、施工業者と施主が一体となり住宅の長寿化に取組む。

○検討部会によるグループ共通の維持保全計画書の作成および活用を促進し指定点検時期(1年・3年・5年・10年・15年・20年・25年・30年の実施)を明文化する。

○事務局管理のもと、生産者情報もあわせて住宅履歴情報として蓄積し、グループ共通の点検完了報告書の提出の義務化と未報告者への督促を行う。

○住宅履歴情報サービス機関から施工者・事務局への指定点検時期の告知(1年・3年・5年・10年・15年・20年・25年・30年)をフィードバック機能として活用する。

○上記をふまえて、OB施主を対象とした相談会、リフォームフェアを開催する。

b. 【グループの方が一に備えた体制】

<平成25年度の取組における課題>

○現状は事務局が相談窓口という立場であるが、「福岡エコ・セ・トラの会」そのものがエンドユーザーに認知度が低い状態にある。

<平成26年度の取組>

○Webサイトを活用して「福岡エコ・セ・トラの家」、あるいは「福岡エコ・セ・トラの会」の取組を積極的にPRするとともに、「福岡エコ・セ・トラの会」の取組を紹介するパンフレット等を作成し現場見学会や各種イベントで活動のPRを行い「福岡エコ・セ・トラの会」の認知度を高める活動をより強化する。

○万が一施工業者が倒産した場合や瑕疵が発生した場合、相談窓口が事務局である旨を重要事項説明書に明記し施主に説明することを義務付ける。

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
グループの長期にわたる住宅維持管理体制における共通ルール (任意)	○維持保全計画に基づく点検の実施、並びに点検指定時期における点検実施の報告。	維持保全計画書、点検チェックシート、重要事項説明書の提出
住宅履歴情報の保存方法 (任意)	○住宅履歴情報蓄積機関へ蓄積管理する。	維持保全計画書、住宅履歴情報預書の提出

エ. グループの技術力の向上 (aは必須)

【平成26年度における対応方針】 (過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)

a. 【工務店の技術力向上のための取組】

「福岡エコ・セ・トラの会」は長期優良住宅の建設や住宅性能表示制度の活用が未経験の工務店が過半を占めており、一昨年10月12日の設立より現在に至るまで事務局のサポートのもと数々の講習を行い知識の習得に努めてきたが、今後も継続し講習会を通じて、生産技術の継承に取組む。

<平成25年度の取組における課題>

○長期優良住宅の認定申請や省エネ基準の改正をはじめ、各種制度の内容の理解度に会員間で差がある。

<平成26年度の取組>

○下記の【具体的な取組み】について一般社団法人 木と住まい研究協会との連携により、より実務者レベルでの講習会を複数回(長期優良住宅設計講習会と省エネ基準改正講習会は3回、他は随時)開催することで会員の実践力の向上を図る。

【具体的な取組み】

①長期優良住宅設計講習会の開催 ②省エネ基準改正についての講習会の開催 ③住まいを白アリ被害から守る工法・メンテナンスについての講習会の開催 ④認定低炭素住宅についての講習会の開催 ⑤木材利用ポイント制度についての講習会の開催 ⑥フラット35の活用方法及びフラット35を利用した受注力強化の講習会の開催 ⑦①～⑥は必須とし、今後も各種生産技術の継承に必要な講習会の開催(開催頻度 月1回)

b. 【省エネ施工技術向上に関する取組】

○福岡県における住宅省エネ施工技術講習会の事務局である一般社団法人 福岡県木造住宅協会が開催する講習会へ未受講の「福岡エコ・セ・トラの会」の会員10社の受講の義務付け。

c. 【グループで行っている新たな技術等の導入・開発に関する取組】

<平成25年度の取組における課題>

○「平成25年省エネ基準」に対応できる会員が殆どいない。

<平成26年度の取組>

○一般社団法人 木と住まいの研究協会との連携により、「平成25年省エネ基準」に対応すべく実務者レベルの講習会を複数回(3回)実施することにより、構成メンバーの理解度向上を図る。

○新たな省エネ基準に対応するため検討部会にてモデルプランによる一次エネルギー消費量の算定を行い、その結果をもとに設計のポイントや算定手法などの知識を身につけるため構成メンバーに対して講習会を開催し、受講することを義務付ける。

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
グループの技術力の向上における共通ルール (任意)	○住宅省エネ施工技術講習会の受講の義務付け ○各種研修会、講習会の受講	事務局による講習会の参加管理

注1) 過去に採択されたグループは、最終的に付与されたグループ番号を記載してください。

※) 過去に採択されたグループは、それぞれの項目について直近の取組みを踏まえた課題と、平成26年度における対応方針を明確に記載してください。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 福岡エコ・セトラの家	(地域型住宅供給対象地域) 福岡県及び近隣県
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 福岡エコ・セトラの会	(結成年月) 平成24年10月
3. 過去の採択グループ番号(必須)	0 3 - 0 2 0 5 - 0 4 2 7	注1

4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み

オ. 地域の産業・住文化・景観等への寄与 (aは必須)

【平成26年度における対応方針】(過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)

a.【地域材選定の考え方】
 <平成25年度の取組における課題>
 ○国産材の引合いの増加により、既存の構成員だけの供給が困難になり、工期が遅延するなどの弊害が生じた。
 <平成26年度の取組>
 地域型住宅「福岡エコ・セトラの家」では以下の点に留意して地域材の選定を行った。
 ○グループ構成員のうち、製材・集成材・合板の事業者を増員することで木材の供給量の安定化を図る。
 ○杉素材生産全国1位の宮崎県をはじめ、南九州4県(宮崎県、福岡県、熊本県、大分県)で全国生産量の約35%を占めるほど九州は杉王国であることから杉を主に主要構造材として使用、部位によっては桧も使用する事。九州内の対象地域材を使用することによって地産地消となり大いに地域経済の活性化に繋げることができる。
 ○産地の素性が明確で性能・品質が担保された対象地域材(=合法木材)を使用する事。
 【地域材の具体的な使用部位とその使用量】
 上記より地域型住宅「福岡エコ・セトラの家」に使用する地域材は宮崎県・福岡県・熊本県・大分県の合法木材とする。
 ○主要構造材(土台・柱・梁・桁)の60%以上を宮崎県・福岡県・熊本県・大分県の合法木材とする。
 ○主要構造材の柱・桁は杉か桧の人工乾燥材とする。土台は桧とする。
 ○羽柄材のうち、間柱・筋交の100%を合法木材の杉か桧の人工乾燥材とする。

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
地域材利用に関する共通ルール(必須)	主要構造材(土台・柱・梁・桁)の60%以上に合法木材を使用し、土台は桧材とする。羽柄材のうち間柱・筋交は100%合法木材の杉か桧を使用し、主要構造材、間柱、筋交は人工乾燥材とする。	合法木材証明書・木材明細を提出

b.【グループ全体での地域材に関する情報の共有方法】
 <平成25年度の取組における課題>
 ○情報の共有化は図れたが、施工業者より樹種等の使用ルールについての問合せが数件あった。
 <平成26年度の取組>
 ○具体的樹種、数値等ルールを明文化した「構造標準仕様書」を事務局にて作成し、全ての構成員に事前配布し、周知徹底を図る。
 ○昨年度の実績をもとに「福岡エコ・セトラの家」1棟当たりで使用される木材の量を算出し、今年度の供給予定戸数において使用される地域材の予定量を把握する。
 ○事務局にて上記地域材使用予定量と福岡エコ・セトラの家の着工予定情報をグループ構成員全員に定期的に配信することで情報の共有化を図る。

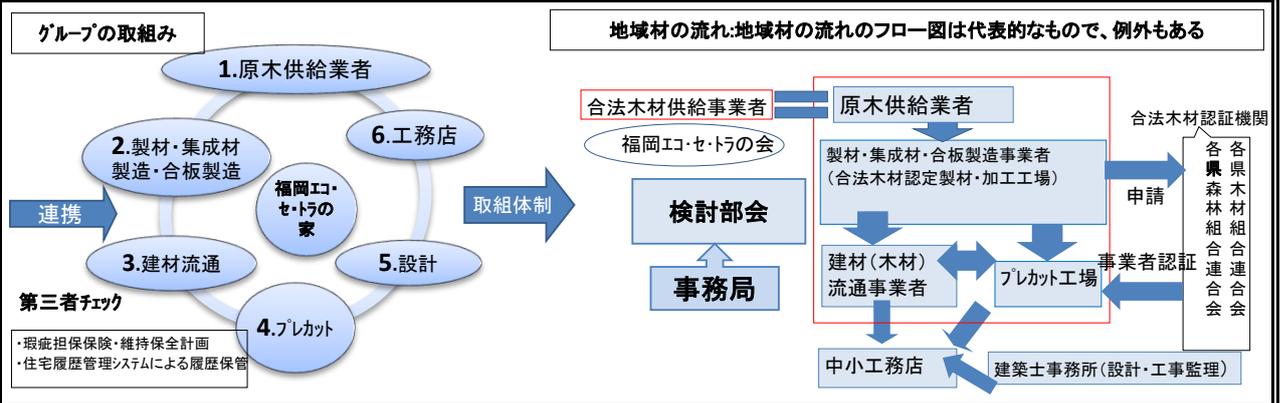
c.【地場産業・地域材の積極的な活用】
 <平成25年度の取組における課題>
 ○洋風の建物が大半で、和室等地域材を活用できる間取りが殆どなかった。
 <平成26年度の取組>
 ○地場産業、地場メーカーとの連携により、Webを活用した情報発信、現場見学会や各エリアごとの地域でのイベントの開催等を通じて、エンドユーザーへの地場産業、地域材の積極的な活用をPRするとともに株式会社 三和とナイス株式会社が地場メーカーと交渉し、共同購入によるコスト削減を図り、施工業者が使い易いようにする。
 ○主要な供給対象地域で採択される県産杉(合法木材)を地場メーカーにより床材、腰壁材に加工し、積極的に活用する。また、国産量表の95%以上をほこる「熊本県産量表」を使用した量材を和室に使用することで、供給対象地域の地場産業へ貢献する。

d.【地域の街並み・景観がトライン等との整合性】
 <平成25年度の取組における課題>
 ○景観行政団体である福岡市での物件が1棟しかなかった。
 <平成26年度の取組>
 平成16年6月に景観法が施行され、「福岡エコ・セトラの家」の主要な供給対象地域である福岡市は、景観行政団体に当たる。景観法では、良好な景観は地域毎に異なるので、地域における取組を通じてその実体が創られるとしている。「福岡エコ・セトラの会」は、検討部会を中心に会員ひとり一人が、地域毎の街並み・景観などのガイドラインに沿った設計を行い、景観まちづくりの意義、歴史・文化・風土を活かした景観まちづくり、良好な景観形成の為に家づくりを意識し、施工していくことを着実に継続していくことで、次世代へ美しい街並みを残していく。
 ○Webを活用した情報発信や各エリアごとの地域でのイベントの開催等を通じ、福岡県全域のエンドユーザーへ「福岡エコ・セトラの家」をPRする活動をより強化する。

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
地域材情報の共有、地場産業等の積極的な活用、地域の住文化・景観・デザインへの寄与、和の住まいの推進に関する共通ルール(任意)	和室または畳コーナーに「熊本県産量表」を使用。 地域の街並み・景観などのガイドラインに沿った設計とする。	設計図書 設計図書

その他(任意)

b.【省エネ施工技術向上に関する取組】



注1) 過去に採択されたグループは、最終的に付与されたグループ番号を記載してください。
 ※) 過去に採択されたグループは、それぞれの項目について直近の取組みを踏まえた課題と、平成26年度における対応方針を明確に記載してください。
 ※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。
 ※) グループの取組に関する補足説明は様式3-3の「その他」の欄に記載して下さい。